

取扱説明書

《注意事項》

初回の入庫について

ご契約後は現況有姿でのお引渡しとなります。使用する自動二輪車のサイズが区画のサイズ制限内かどうかは必ず現地にてご自身でご確認ください。

初回入庫時には事前にサイズを確認の上、十分注意をして入出庫をお願いいたします。試し入れ時や契約後に事故等が発生した場合、貸主及び管理会社並びに保証会社では一切の責任を負いかねます。

漏水について

当駐車場は、漏水により路面が濡れている、または水たまりになっている箇所があります。予めご了承ください。

《特約事項》

当駐車場は、大橋会館のテナント（以下「テナント」という）の使用を優先いたします。よって、テナント用に区画を確保するために解約をしていただく場合があることを予め承知おきください。

《リモコンについて》

1. 当駐車場月極契約者は、東急ライフシア(株)より発行されたリモコンにより、駐車場出入口に設置されているシャッターの開閉を行います。リモコンに強い磁気を与えたり衝撃を与えたりすると使用出来なくなることがあります。また、紛失等されないよう保管には十分注意してください。
2. リモコンは電池式となります。貸与後の電池の管理（交換等）はご契約者様にてお願いいたします。
3. 使用（入出場）後は、セキュリティ上、必ずリモコンにてシャッターを閉じてください。開放したまま放置することを繰り返した場合、解約させていただくことがございます。
4. リモコンの所有権は東急ライフシア(株)に帰属いたしますので、他人に貸与・譲渡・質入等することはできません。また、また、解約時および東急ライフシア(株)より返還請求があった場合は、所定の方法にて返納して下さい。
5. 本リモコン紛失の場合は、速やかにご連絡下さい。
再発行手数料は、金 22,000 円（別途消費税）です。再発行まで数日要します事を予めご了承ください。
なお、再発行されるまでの間は駐車場を使用できないことを予め了承するものとし

ます。※（暫定的に）管理扉わきの操作盤でもシャッター操作ができます。

【シャッター不具合発生時の連絡先】

東急プロパティマネジメント株式会社 TEL 03-3795-0109

《入退場方法について》

【出庫】

1. 管理扉より入館
2. リモコンでシャッター開操作
3. 乗車しスロープを上がり出庫
4. リモコンでシャッター閉操作 （必ずシャッターを閉めてください）

【入庫】

1. リモコンでシャッター開操作
2. スロープを下り駐車
3. 階段上がりシャッター閉操作 （必ずシャッターを閉めてください）
4. 管理扉から退館

※当駐車場は出庫優先となりますので、出庫車両がある場合には待機をお願いいたします。

【シャッター不具合発生時の連絡先】

東急プロパティマネジメント株式会社

TEL 03-3795-0109

《甲の免責》

- 1 本駐車場は、甲が本駐車場に管理人を常駐させないことを予め了承したうえ利用するものとし、これに伴い、本駐車場の利用中、乙あるいは乙自動二輪車、その他に如何なる損害が生じて、甲は一切その責任を負いません。
但し、甲の故意または重過失による場合はこの限りではありません。
- 2 駐輪スペースもしくはこれに至る経路に他の車両等が、無断もしくは違反駐車したため、乙の利用が妨げられた場合においても、乙は甲に対して何等の補償、損害賠償等は請求できないものとし、またこの場合、甲・乙協力して違反駐車等を排除するものとし、
- 3 本駐車場の自動車、自動二輪車等および車内残置物の滅失または盗難、火災・イタズラ等の第三者から受けた損害等、その他甲の責に帰すことのできない事由により乙の蒙った損害については、甲はその責を負わず、乙は事由の如何を問わず甲に対して金銭その他一切の請求は出来ないものとし、
- 4 本駐車場は構造上、雨水や結露による水や泥水等の滴下がおこりえますが、その車両へ

の汚損について甲は一切その責任を負いません。

但し、甲の故意または重過失によるときはこの限りではありません。

- 5 本駐車場利用に伴う場内または車輛の出入庫時の交通事故等について、甲は一切その責任を負いません。
- 6 本駐車場出入りに積雪がある場合でも、甲は原則として除雪作業は行いません。また、積雪により乙の利用が妨げられたとしても甲は一切その責任を負いません。

《禁止行為》

乙は次の各号に定める行為をしてはなりません。

- (1) 駐車スペースに、乙自動二輪車以外の車輛を駐車させる事および乙自動二輪車を本駐車場の本区画以外に駐車させること。但し予め甲の承認を得た場合にはこの限りではありません。また、甲に対し承認を得るための届出を怠った場合には、無権限の自動二輪車等として取り扱われても乙は何等の異議申し立てが出来ないものとしします。
- (2) 本駐車場を本契約の目的以外の目的で利用する事。
- (3) 本駐車場に仮設か否かを問わず工作物を設置する事。
- (4) 本駐車場に備品・物品等(タイヤ・工具類など)を放置する事。
- (5) 本駐車場にバイク、自転車を駐輪・放置する事(ただし駐輪場の契約は除く)。
- (6) 本駐車場に可燃物・引火物・爆発物等その他危険物を持ち込む事。
- (7) 本駐車場内に大型自動車等の重車輛を乗り入れる事。
- (8) 本駐車場内に吸殻・ゴミ等を投棄する事。
- (9) 本駐車場で、不必要なアイドリング・騒音の撒き散らし等により近隣居住者等に迷惑となる行為を行う事。
- (10) 本駐車場区画線を不明瞭にしたり、境界を侵害越境等する行為。
- (11) 本駐車場に契約者以外の自動二輪車を駐車させる事。また、ナンバープレートが外された車両や車検切れ車両等は駐車できません。
- (12) 他の本駐車場利用者に対し迷惑となる行為。その他、本駐車場に損害を及ぼす一切の行為。

以上

